

5 学校保健関連通知等

- ① 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)
(平成20年7月16日 20教保第145号 教育長通知)

市町村(学校組合)教育委員会
県立学校長

このたび、別添文部科学省通知のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律(平成20年法律第73号)」が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。

今回の法律により、学校保健法(昭和33年法律第56号)及び学校給食法(昭和29年法律第160号)が改正され、その概要及び留意事項については別添文部科学省通知のとおりですので、貴職におかれましては、その主旨を十分理解のうえ、適切な対応をお願いするとともに、貴管下の学校等に対して周知するようお願いいたします。

文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703.htm

- ② 「学校環境衛生基準」の施行について(通知)
(平成21年4月9日 21教保第22号 教育長通知)

市町村(学校組合)教育委員会
県立学校長

このたび、別添文部科学省通知のとおり、学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき「学校環境衛生基準」(平成21年文部科学省告示第60号)が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。

概要及び留意事項については別添文部科学省通知のとおりですので、貴職におかれましては、その主旨を十分理解の上、適切な対応をお願いするとともに、貴管下の学校等に対して周知するようお願いいたします。

なお、改正法については、文部科学省のホームページに掲載されていますので参照してください。

文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703/gakkouhoken.htm

③学校環境衛生基準の施行について(通知)

平成 21 年 4 月 1 日 21 文科ス第 6013 号

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

宛

文部科学省スポーツ青少年局長 通知

学校における環境衛生管理の徹底については、かねてから御配慮をお願いしているところですが、このたび、学校保健法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 73 号)により改正された学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、「学校環境衛生基準」(平成 21 年文部科学省告示第 60 号。以下「本基準」という。)が平成 21 年 3 月 31 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されました。

本基準の概要及び留意事項については、下記のとおりですので、本基準に基づき学校における学校環境衛生基準並びに法第 6 条の趣旨を踏まえた適切な環境の維持に努めるとともに、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合の改善のための必要な措置の実施につき遺漏のないよう願います。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して周知を図るとともに、適切な対応が図られるよう配慮願います。

記

第一 本基準の概要

第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- 1 教室等の環境(換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。)に係る学校環境衛生に関して、検査項目及び基準を定めたこと。
- 2 1 の学校環境衛生基準の達成状況を調査するために、検査項目ごとの測定方法及び検査回数を定めたこと。

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- 1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生に関して、検査項目及び基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するために、検査項目ごとの測定方法及び検査回数を定めたこと。

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

- 1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生に関して、検査項目及び基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するために、検査項目ごとの測定方法及び検査回数を定めたこと

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 水泳プールに係る学校環境衛生検査に関して、検査項目及び基準を定めたこと。
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するために、検査項目ごとの測定方法及び検査回数を定めたこと

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目及び定期的な環境衛生検査等のほか、毎授業日に点検を行う検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査項目に準じた方法で行うものとする

第6 雑則

- 1 臨時に検査を行う場合について定めたこと。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする
- 4 検査に必要な施設、設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする

第7 施行期日等

- 1 本基準は平成21年4月1日から施行すること。

第二 留意事項

一 総則的事項

(1) 法の趣旨の徹底について

- 1 学校においては、環境衛生検査について計画を策定し、これを実施しなければならないこと(法第5条)。
- 2 学校の設置者は、本基準に照らし、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないとともに、校長は、本基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合は、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする(法第6条第2項及び第3項)。

3 法の規定により、学校の環境衛生の適切な維持、管理に努めるとともに、一層の充実を図られたいこと。

(2) 本基準の策定について

1 本基準は、現行の「学校環境衛生の基準」(平成4年文部省体育局長策定。以下「旧基準」という。)の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応しうるものとなるよう必要な検討を進め、告示にふさわしい事項に厳選し策定されたこと。

2 本基準は、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準であること(法第6条第1項)から、それぞれの「検査項目」及び「基準」を明確にし、それに対応する「検査項目」及び「方法」を記述するとともに、旧基準における施設・設備の設置・構造に関するものは削除し、維持・管理に関する基準であることを明確化したこと。

3 定期に行われる衛生検査の基準について旧基準は、原則として「検査項目」、「検査回数」、「検査事項」、「検査方法」、「判定基準」及び「事後措置」の6つの項に分けて記載されているが、法第6条第3項において学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合に改善のための必要な措置を講ずることが規定されたことを踏まえ、本基準では「事後措置」に関する項目は記載せず、「検査項目」及び「基準」、それに対応する「検査項目」及び「方法」として整理したこと。

4 旧基準における「学校給食の食品衛生(学校給食共同調理場を含む)」については、法第6条第1項において学校給食法第9条第1項等に規定する事項(「学校給食衛生管理基準」)を本基準から除くとされたことから、本基準から除いたこと。

(3) 学校薬剤師との連携について

学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第24条に定める学校薬剤師の職務執行の準則を勘案し、本基準に照らし適切な環境を維持するために学校薬剤師との十分な連携に努められたいこと。

(4) 学校環境衛生管理マニュアルについて

学校における衛生検査及び日常における環境生成に関する点検の円滑な実施の一助となるよう、検査方法の詳細や留意事項を示した「学校環境衛生管理マニュアル」(平成16年3月、文部科学省)が発行されている。「学校環境衛生管理マニュアル」については、本基準の内容を踏まえ、改訂することを予定していること。

二 個別的事項

本基準は、旧基準の内容を踏まえ策定されており、個別な変更点は以下のとおりである。

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- 1 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」における「照度及び照明環境」、「騒音環境及び騒音レベル」及び「教室等の空気」について、本基準では「第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。
- 2 本基準では「換気回数」、「落下細菌」及び「実効輻射温度」を検査項目としなかったこと。
- 3 本基準では、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、「一酸化炭素」等を検査を省略できることとしたこと。
- 4 本基準では「揮発性有機化合物」について、次回から検査を省略できる測定方法を限定し、明確化

したこと。

5 本基準では「騒音環境」を検査項目とせず、「騒音レベル」の検査方法に記載したこと。また、「騒音レベル」については、次回から検査を省略できる除外規定を設けたこと。

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」における「飲料水の管理」及び「雨水等利用施設における水の管理」について、本基準では「第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。

2 本基準では旧基準で検査項目としていた「水質」については「飲料水の水質」と「飲料水の原水の水質」として整理したこと。

3 本基準では、旧基準における「雨水等利用施設における水」について「雑用水」として表記したこと。

4 旧基準で検査事項としていた専用水道の水質については、水道法に基づき検査することとなっていることから、水道水を水源とする専用水道の原水の水質については、水道事業者により担保されていることから、本基準における検査項目としなかったこと。

5 本基準では「専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質」の検査回数については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数としたこと。

6 本基準では飲料水に関する施設・設備について、「外部から汚染を受けないように管理されていること」としたこと。

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

1 旧基準の「第1 定期環境衛生検査」における「排水の管理」、「学校の清潔」、「机、いすの整備」、「黒板の管理」及び「ネズミ、衛生害虫」について、本基準では「第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。

2 本基準では、旧基準における「学校の清潔」及び「排水の管理」について、「学校の清潔」として整理したこと。

3 本基準では、旧基準における「机、いすの整備」及び「黒板の管理」について、「教室の備品の管理」として整理したこと。

4 本基準では、旧基準における「水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場の管理」、「便所の管理」及び「ごみの処理」について、検査項目としなかったこと。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」における「水泳プールの管理」について、本基準では「第4章 水泳プールに係る学校環境衛生基準」として整理したこと。

2 本基準では、塩素剤の例示に「塩素ガス」を記載しなかったこと。

3 本基準では、屋内プールにおける「空気中の二酸化炭素」、「空気中の塩素ガス」及び「水平面照度」の検査方法を明確化したこと。

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 本基準の「第3章 日常における環境衛生」について、本基準では「第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。

2 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」に記載されている検査項目のうち、毎授業日に教職員が主

として感覚的に点検が可能である項目については、本基準では「第 5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」の項目として整理したこと。

- 3 本基準では「学校の清潔」を充実させるとともに、旧基準における「水泳プールの管理」のうち児童生徒等に係る事項は除外したこと。

第 6 雑則

- 1 旧基準の「第 2 臨時環境衛生検査」について、本基準では「第 6 雑則」として、以下の項目とともに整理したこと。
- 2 定期検査等を効果的に実施するためには、施設・設備等を把握し、過去の検査結果を参考にする必要があることから、定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録を検査の日から 5 年間保存するとともに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように適切に保存すること。

第三 その他

学校環境衛生の基準(平成 4 年文部科学省体育局長裁定)及び下記に掲げる通知は廃止する。

- 1 平成 10 年 12 月 1 日付け文体学第 187 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)
- 2 平成 13 年 8 月 28 日付け 13 文科ス第 264 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)
- 3 平成 14 年 2 月 5 日付け 13 文科ス第 411 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)
- 4 平成 16 年 2 月 10 日付け 15 文科ス第 402 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)
- 5 平成 19 年 7 月 10 日付け 19 文科ス第 155 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)

④ 学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断の取扱いについて（通知）

（平成6年12月19日 6教保第378号 教育長）

教 育 事 務 所 長
県 立 高 等 学 校 長
県 立 盲 ・ ろ う ・ 養 護 学 校 長
市 町 村 （ 学 校 組 合 ） 教 育 委 員 会

このたび、別添のとおり学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成6年12月8日 文部省令第49号）が制定され、平成7年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について」（昭和49年3月26日 文体保第101号 体育局長通知）が廃止され、新たに別紙のとおり定められ、同じく平成7年4月1日から実施されることとなりました。

また、今回の省令改正によって児童、生徒、学生及び幼児の健康診断票等が削除されたことに伴い、別紙様式1から3のとおり健康診断票の様式例が定められることとなりました。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、学校における健康診断について適正な実施を図られるようお願いします。なお、市町村（学校組合）教育委員会にあっては、貴管下の小・中学校に対してこの趣旨を周知徹底されるよう併せてお願いします。

記

第1 学校保健法施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

近年における児童、生徒、学生及び幼児（以下「児童生徒等という。」）の健康上の問題の変化、医療技術の進歩、地域における保健医療の状況の変化などを踏まえ、児童生徒等の健康診断の検査項目等の見直しを行うものであること。

2 学校保健法施行規則改正の要点

児童生徒等の健康診断において、次の点について改正を行ったこと。

(1) 検査の項目

胸囲の検査について、個人の健康状態を評価する観点からみだ有用性等を考慮し、必須の項目から検査に加えることのできる項目としたこと（改正後の学校保健法施行規則第4条第2項関係）

(2) 検査の実施学年

ア 色覚の検査について、色覚異常は経時的変化がないため検査を繰返し行う必要がないこと及び被検査者の検査への適応性等を考慮し、小学校第4学年において1回行うものとしたこと（改正後の学校保健法施行規則第4条第3項関係）。

イ 聴力の検査について、小学校低学年における浸出性中耳炎による聴力低下の問題を考慮し、小学校第2学年における検査の項目から除くことができないものとしたこと（改正後の学校保健法施行規則第4条第5項関係）。

ウ 寄生虫卵の検査について、学校生活上問題となる寄生虫卵検出頻度の低下の実態等を考慮し、小学校の第4学年以上の学年における検査の項目から除くことができるものとしたこと（改正後の学校保健法施行規則第4条第5項関係）。

(3) 検査の方法及び技術的基準

ア 学校における健康診断の趣旨の鑑み、具体的疾病名の例示を削り、疾病の類型を示したこと（改正後の学校保健法施行規則第1条関係）

イ 視力の検査について、学校生活上問題となる視力の状態を把握するために必要とされる検査を実施するという趣旨から、眼鏡等を使用しているものについては裸眼視力の検査を省力できるものとしたこと（改正後の学校保健法施行規則第5条第1項関係）。

④ 学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断

これまで、学校保健法施行規則第2号様式、第2号様式の2及び第3号様式で定められていた児童(生徒、学生)健康診断票、幼児健康診断票及び児童(生徒、学生)歯の検査票の各様式を削除したこと(本通知第3参照)。

(5) 施行期日

改正後の学校保健法施行規則は、平成7年4月1日から施行し、改正後の規定は、平成7年度に実施する健康診断から適用すること(学校保健法施行規則の一部を改正する省令附則関係)。

第2 「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的事項の補足的事項について」

新たに定めた「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的事項の補足的事項について」(以下「補足的事項」という。)は、今回の学校保健法施行規則の改正に伴って必要な事項を規定し、又は従来の補足的事項から不要となった事項を削除するなどして定めたものであり、従来の補足的事項と比較すると、主な改正点は次のとおりであること。

1 胸囲の測定

身体計測の必須の項目から検査に加えることのできる項目としたため、その実施方法を削除したこと。

2 栄養状態の検査

ア 肥満傾向を発見するための方法の記述を充実したこと(補足的事項 5(1)関係)。

イ 貧血の有無を検査する方法を定めたこと(補足的事項 5(2)関係)。

3 脊柱及び胸郭の検査

骨、関節の異常及び四肢の状態にも注意することを定めたこと(補足的事項 6(6)関係)。

4 色覚の検査

ア 小学校第4学年で行う検査以外に、必要に応じ、健康相談などの活用によって個別の検査、指導を行うことを定めたこと(補足的事項 8(4)関係)。

イ 被検査者のプライバシーを守るため、個別検査により実施することを定めたこと(補足的事項 8(5)関係)。

5 心臓の疾病及び異常の有無の検査

心電図検査を新たに健康診断の検査の方法として加えたことに伴い、心電図検査に当たっての留意点を定めたこと(補足的事項 11(3)関係)。

第3 児童生徒等の健康診断票の様式例について

1 様式例作成の趣旨

学校においては、学校保健法第6条第1項の規定に基づく児童生徒等の健康診断を行ったときは、健康診断を行ったときは、健康診断票を作成する必要があること(改正後の学校保健法施行規則第6条第1項関係)。その様式については、各設置者において適切に定めることとなるが、健康診断票については、全国的にある程度の共通性が保たれ、児童生徒等が転学等した場合においても保健指導の一貫性を確保することができるよう、参考までに様式例を示すこととしたこと。

2 健康診断票様式例の内容等

(1) 健康診断票の種類

健康診断票の様式例は、別紙様式1で定める児童生徒健康診断票(小・中学校用)、別紙様式2で定める生徒学生健康診断票(高等学校等用)及び別紙様式3で定める幼児健康診断票の3種類としたこと。

ア 児童生徒健康診断票(小・中学校用)及び生徒学生健康診断票(高等学校等用)においては、学校医が中心になって記載する。(一般)の部分と、学校歯科医が中心になって記載する(歯・口腔)の部分に分けたこと。なお、(一般)と(歯・口腔)の部分は、1枚の用紙の表裏として、又は見開きで左右に置くことなどによって使用できるものとしたこと。

用紙の表裏として、又は見開きで左右に置くことなどによって使用できるものとしたこと。

イ 児童生徒健康診断票(小・中学校用)においては、小学校及び中学校の9年間に於いて連続して使用できるものとしたこと。

ウ 学校保健法施行規則の改正に伴って必要な欄の整理をしたこと。

エ 未処置歯の記述は、従来のC1～C4からCのみとし、新たに要観察歯(C0)を記入することとしたこと。

オ 学級名等の記載欄を設けるなど、使用上の便宜を図ったこと。

第4 健康診断実施上の留意点について

1 プライバシーの保護

健康診断は、児童生徒等が自分の健康状態を認識するとともに、教員がこれを把握して適切な学習指導を行うことにより児童生徒等の健康の保持増進を図ろうとするものであるから、児童生徒等及び保護者と教員がその結果を知れば十分であり、プライバシー保護の観点から、他の児童生徒等に健康診断の結果が知られることのないよう十分に配慮する必要があること。このため、学校においては、個別検査等検査の実施体制や結果の通知方法を工夫すること。

④ 事後措置

学校においては、児童生徒等の健康診断を行ったときは、その結果を当概児童生徒及び保護者等に通知するとともに、その結果に基づき、必要な医療受診の指示、学習等の軽減などの事後措置を取る必要がある(学校保健法施行規則第7条)。結果の通知に当たっては、児童生徒等及び保護者等が健康状態について十分な理解が得られるよう配慮するとともに、日常生活における留意点、医療を受ける必要性等についての確に知らせること。また、事後措置については、学校保健法施行規則第7条の基準により、学校医等の所見に照らして適切に行うこと。特に、色覚異常については、「色覚問題に関する指導の手引」(文部省発行)を参考にして適切な措置を講じること。

3 保健調査等

学校においては、健康診断を的確かつ円滑に実施するため、必要と認めるときに、児童生徒等の発育、健康状態に関する調査(保健調査)を行うものとしている(学校保健法施行規則第8条の2)が、健康診断を有意義に行うためには毎年、確実に保健調査を行うことが望ましいこと。また、個人のプライバシーに十分配慮しつつ、保健調査の活用により家庭や地域における児童生徒等の生活の実態を把握するとともに、学校において日常の健康観察を行い、これらの結果のほか体力・運動能力テストの結果を健康診断の結果と併せて活用することなどにより児童生徒等の保健管理及び保健指導を適切に行うこと。

4 検査の項目

児童生徒等の健康状態の把握のためには、学校保健法施行規則に明示された検査の項目以外にも検査することが考えられるが、これらについては、原則として、日常の健康観察の中で取り上げることが望ましいこと。学校保健法施行規則に明示された検査の項目以外の検査を学校等の判断で臨床医学的検査として実施する場合は、設置者及び学校の責任の下に学校教育活動の中に位置付け、健康診断の趣旨、目的に沿ったものとなるようにすることが必要であり、また、児童生徒及び保護者等に対しては、これらの検査が義務付けでないことを周知し、検査の趣旨を十分説明した上で、同意の得られた者に対してのみ実施するなどの配慮が必要であること。

(追加)

学校保健法施行規則の一部改正等について

(平成14年3月29日 13文科ス第489号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知)

各都道府県知事

各都道府県教育委員会教育長

(前文略)

記

第一 学校保健法施行規則の一部改正について

一 (略)

二 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断

- (一) 色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきていること、これまで、色覚異常を有する児童生徒への配慮を指導してきていることを考慮し、色覚の検査を必須の項目から削除したこと。
- (二) 色覚の検査の必須項目からの削除に伴い、色覚検査の実施学年に関する記述を削除する等の改正を行ったこと。

(中略)

第四 色覚の検査の必須項目からの削除に伴う留意事項について

一 色覚の検査

- (一) 今後も、学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること。
- (二) 定期の健康診断の際に、必須項目に加えて色覚の検査を実施する場合には、児童生徒及び保護者の事前の同意を必要とすること。
- (三) 色覚の検査の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - ア 検査場は、色覚異常検査表の面が自然昼光色等で300ルクスから700ルクスの照度を確保できる場所が望ましいこと。
 - イ 色覚異常検査表は、色覚異常の有無を検査し得るものでなければならないこと。また、その検査表に規定された検査距離と読み取り時間が守られなければならないこと。なお、裸眼視力の低下している者については、矯正眼鏡を使用させて、検査を行うこと。
 - ウ 色覚異常検査表は、汚れをさけるため、検査表を指でなぞらせないこと。また、光による変色をさけるため、使用時間以外は暗所に置くこと等、特にその保管に留意するとともに、少なくとも5年程度で更新することが望ましいこと。

④ 学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断

エ 色覚の検査にあたっては、被検査者のプライバシーを守るため、個別検査が実施できる会場を設営し、検査者や被検査者の声が他の児童生徒に聞こえないよう留意すること。

(四) 今後も、色覚異常検査表など検査に必要な備品を学校に備えておく必要があること。

二 学校における色覚異常を有する児童生徒への配慮

(一) 教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を児童生徒がいることを意識して、色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行う必要があること。

(二) 文部科学省においては、平成14年度中に、学校における色覚異常を有する児童生徒への配慮についてまとめた手引き書を新たに作成し配布する予定であること。

学校保健法施行規則の一部改正等について

(平成15年1月17日 14文科ス第371号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知)

各都道府県知事

各都道府県教育委員会教育長

(前文略)

記

第一 学校保健法施行規則の一部改正について

一 改正の趣旨

最近の結核罹患状況の変化、結核に関する医学的知見の集積等を踏まえ、小学校及び中学校の定期健康診断における結核の有無の検査について、実施学年及び実施方法等を改めるものであること。

二 改正の要点

児童生徒の健康診断における結核の有無の検査について次の点を改めたこと。

(一) 検査の実施学年(学校保健法施行規則第4条第3項)

小学校及び中学校の全学年において検査を行うものとしたこと。

(二) 検査の方法及び技術的基準(学校保健法施行規則第5条第5項及び第9項)

小学校及び中学校の全学年において行う結核の有無の検査は、問診により行うものとし、問診を踏まえて学校医等において必要と認める者であって、結核に関し専門的知識を有する者等の意見により、当該者の在学する学校の設置者において必要と認める者に対しては、エックス線直接撮影、喀痰検査その他の必要な検査を行うものとする。

第二 (略)

第三 結核の有無の検査の実施上の留意点について

一 結核の有無の検査をはじめとする、今後の学校における結核対策については、結核の発生状況には大きな地域差があることと、感染防止のために情報を収集し提供することや患者発生時の速やかな対応を考える必要があること等から、地域保健と連携し、結核対策を考えていく必要があること。

二 結核の有無の検査の実施にあたっては、プライバシーの保護に十分配慮する必要があること。

三 結核の有無の検査の適切な実施の確保を図るために、「定期健康診断における結核検診マニュアル」を追って送付すること。

④ 学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断

平成16年4月1日現在

項目	検査・診察方法	発見される疾病異常	幼稚園	小学校						中学校			高等学校			大学	
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年		
保健調査	アンケート		○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身長 体重 座高			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
栄養状態		栄養不良 肥満傾向・貧血等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
脊柱胸部 四肢骨・関節		骨・関節の異常等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
視力	視力表	裸眼の者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		眼鏡等を使用している者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		裸眼視力	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
聴力	オーディオメータ	聴力障害	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	
眼		伝染病疾患、その他の外概部疾患、眼位等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
耳鼻咽喉頭		耳鼻副鼻腔疾患 口腔咽喉頭疾患 音声言語異常等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
皮膚		伝染性皮膚疾患等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
歯および口腔		う歯・歯周疾患 咬合状態・開口障害 顎関節雑音・発音障害等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
結核	結核に関する問	結核	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	エックス線間接撮影														◎	◎	◎
	エックス線直接撮影 喀痰検査・聴診・打診														◎	◎	◎
心臓	臨床医学的検査 その他の検査	心臓の疾病 心臓の異常	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	心電図検査		△	◎	△	△	△	△	△	◎	△	△	◎	△	△	△	△
尿	試験紙法	腎臓の疾病 糖尿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
寄生虫	直接塗抹法 セロハンテープ法	回虫卵 蟯虫卵等	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
呼吸器 循環器 消化器 神経系	臨床医学的検査 その他の検査	結核疾患 腎臓疾患 言語障害 骨・関節の異常 四肢運動障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

- (注) ◎ ほぼ全員に実施されるもの。
 ○ 必要時または必要者に実施されるもの。
 △ 検査項目から除くことができる。

⑤ 予防接種について

予防接種ガイドライン（2008年度版より）

予防接種法による定期の予防接種は市町村長が行うこととされており、一類疾患の予防接種の対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないこととされている。二類疾患の予防接種の対象者については努力義務が課されていない。

また、都道府県知事は一類疾患及び二類疾患のうち、生物テロ等による痘そうなど厚生労働省が定めるものに対して緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うように指示することができる。（臨時の予防接種）

1 定期の予防接種（一類疾病）

対象疾病 【ワクチン】	接種						備考
	対象者	標準的な接種期間1)	回数	間隔	接種	方法	
ジフテリア 百日せき 破傷風 【沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン： DPT】	1期 初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間	3回	20日から56日まで	各0.5ml	皮下	・20日か～56日までの間隔において、1期初回接種を確実にを行うことが必要 ・生後3月以降できるだけ早期に開始する ・1期初回の接種は左右交互に行う ・皮下深く接種することで局所反応を軽減する
	1期 追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）	1期初回接種（3回）終了後12月に達した時から生後18月に達するまでの期間	1回		0.5ml		
	2期 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回		0.1ml		
破傷風【沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド：DT】							
急性灰白髄炎（ポリオ）【経口生ポリオワクチン】	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後18月に達するまでの期間	2回	41日以上	各0.05ml	経口	・下痢症患者には治療してから投与する ・投与直後に接種液の大半を吐き出した場合は改めて0.05mlを接種する。
麻しん 【乾燥弱毒生麻しん風しん（MR）ワクチン 又は乾燥弱毒生麻しんワクチン】	1期 生後12月から生後90月に至るまでの間にある者		1回		0.5ml	皮下	・1期の予防接種はできるだけ早期に接種を行う。 ・第3期は中学校1年生に相当する年齢である者、第4期は高校3年生に相当する年齢である者 ・この第3期・第4期は、平成20年度から5年間の措置である
	2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		1回		0.5ml		
	3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		1回		0.5ml		
	4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		1回		0.5ml		
風しん 【乾燥弱毒生麻しん風しん（MR）ワクチン 又は乾燥弱毒生麻しんワクチン】	1期 生後12月から生後90月に至るまでの間にある者		1回		0.5ml	皮下	・1期の予防接種はできるだけ早期に接種を行う。 ・第3期は中学校1年生に相当する年齢である者、第4期は高校3年生に相当する年齢である者 ・この第3期・第4期は、平成20年度から5年間の措置である
	2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		1回		0.5ml		
	3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		1回		0.5ml		
	4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		1回		0.5ml		

日本脳炎 【日本脳炎ワクチン】	1期 初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	6日から28日まで	(3歳以上)各0.5ml (3歳未満)各0.25ml	皮下	/第1期で接種間隔があいた場合は「第5ワクチンの特徴及び接種上の注意点」8 日本脳炎の(2)接種上の注意を参照のこと。
	1期 追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回終了後概ね1年おく)	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回		0.25ml(3歳未満)		
	2期 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回		0.5ml		
結核 【BCGワクチン】	・生後6月に至るまでの間にある者 ・地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別な事情によりやむを得ないと認められる場合においては、1歳未満		1回		所定のスポイトで滴下	皮下	・接種部位は、上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならぬ

* 標準的な接種期間とは、定期(1類疾病)の予防接種実施要領(厚生労働省健康局長通知)により、市町村対

2 定期の予防接種(二類疾病)

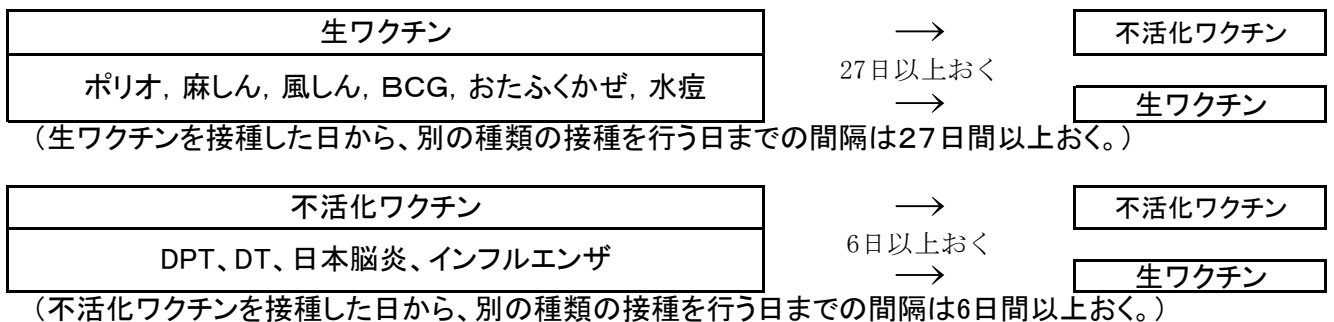
対象疾病 【ワクチン】	接種			
	対象者	回数	接種	方法
インフルエンザ 【インフルエンザHAワクチン】	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	(毎年度)1回	0.5ml	皮下 詳細は「インフルエンザ予防接種ガイドライン」を参照

3 予防接種の接種間隔

① 他の予防接種との接種間隔

三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒麻疹風しん混合ワクチン、乾燥弱毒風しんワクチン又は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキ二種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に認めた場合に行う。なお、同じ種類のワクチンを複数回接種する場合はそれぞれのワクチンに定められた接種間隔を守る。

表1 予防接種の接種間隔



② 疾病罹患後の間隔

麻疹、風しん、水痘及びおたふくかぜ等に罹患した場合には、全身状態の改善を待って接種する。医学的には、個体の免疫状態の回復を考え、麻疹に関しては治癒後4週間程度、その他(風しん、水痘及びおたふくかぜ等)の疾病については治癒後2~4週間程度の間隔をあけて接種する。その他のウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑など)に関しては、治癒後1~2週間の間隔をおいて接種する。しかし、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、対象疾病に対する予防接種のその時点での重要性を考慮し決定する。また、これらの疾患の患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らかな場合には、患児の状況を考慮して接種を決める。